

点滴療法研究会マスターズクラブ会則

第1条 (名称・定義)

本会は点滴療法研究会 (英名: The Japanese College of Intravenous Therapy, 略称: JCIT) と称します。本会則によって定める条項は有限会社メディカルリサーチ21 (以下は当社) が運営する点滴療法研究会マスターズクラブ (以下は当会) の活動に適用されるものとします。

第2条 (事務局)

当会の事務局を、東京都品川区上大崎3-11-2-201に置きます。

第3条 (目的)

当会は、統合医療分野における点滴療法、及び関連する分子栄養療法の普及と、マスターズクラブ会員の交流を図り、社会と国民の健康に貢献することを目的とします。

第4条 (事業)

当会は、前条の目的を達成するために次の事業を行います。

1. 国際会議・教育セミナーなどの開催事業
2. 書籍及びテキストの刊行
3. 各種の調査と研究
4. 国内外関連学術団体との交流と提携
5. 点滴療法認定医事業
6. その他当会の目的達成に必要な事業

第5条 (会員)

当会は会員制とし、当会の趣旨に賛同し所定手続きを経て会員となります。会員は以下の各種サービスを利用することができます。

1. 会員証の発行
2. 認定医制度
3. 講習会・セミナー受講費用の割引
4. 物販・オンラインショップ価格の割引
5. 当会ホームページ上での会員クリニック情報の一般公開
6. 会員専用WEBページにおける会員限定情報へのアクセス

第6条 (入会資格)

当会の目的に賛同する医師・歯科医師・獣医師が入会できます。

また、次の場合は入会することができません。

但し、当社が別途定める基準に準じ認められた場合は除きます。

1. 当社が他の会員に迷惑をかける恐れがある、または、その他好ましくないと判断した方。
2. 過去に当会で除名処分となったことがある、または他学会で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがある方。

第7条 (入会手続き)

1. 入会希望者は、当社が別途作成した入会申込書 (以下申込書) に記載された事項を確認のうえ、申込書の所定欄に署名または記名・捺印し、これを当社に送付または提出するものとします。尚、当社は当会の会員に適さないと判断した場合には、当社独自の判断で入会をお断りすることができます。
2. 当社は申込書の記載事項の確認を行い、申込みを受け入れる場合には、請求書を入会希望者に送付するものとします。
3. 申込書に基づく会員期間は、前項により当社が入会金と年会費の請求書を発送した日 (以下は基準日) に成立するものとします。

第8条 (入会金と年会費)

本会の入会金と年会費を以下の通りとします。

入会金 30,000円

年会費 126,000円

1. 第7条に基づき入会契約が成立した場合、会員は基準日の翌末日までに、入会金と年会費の全額を支払うものとします。但し、支払期日以前に第5条に規定される会員サービスを利用する場合は、その前日までに入会金と年会費の全額を支払うことで、会員サービスを受けられるものとします。
2. 支払いは当社が指定する銀行口座に振込み、振込手数料は会員の負担とします。また、支払期日が土日祝祭日にあたる場合には、直前の営業日を支払期日とします。支払われた入会金と年会費は、理由の如何を問わず、会員にこれを返還しないものとします。
3. 会員が第1項の各支払期限までに全額の振込みを行わない場合、当社は、期限経過日の翌日に当該会員契約が解約されたものとみなします。
4. 当社は当会の運営上必要と判断した場合または経済情勢等の変動に応じて、入会金・年会費の金額を変更することができ、当会ホームページ内への掲示等により告知します。

第9条 (更新)

会員は会員期間終了までに年会費の全額を支払うものとします。

またそれまでに当社に対し退会の意思表示をした場合を除き、1年間の契約を更新されるものとし、その後も同様とします。

第10条 (届け出内容変更手続き)

1. 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行う必要があります。その後に変更があった場合も同様とします。
2. 当社より会員あてに通知を発する場合は、会員から届出のあった最新の連絡先に行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。

第11条 (サービスに関する費用)

1. 会員は当社が定めた物販購入費用及びセミナー受講料等を所定の方法で、所定の期日に当社に支払わなければなりません。
2. 各種支払いを滞納した場合は、当会の会員特典が利用できなくなります。また未払い分の費用は支払わなければなりません。

第12条 (認定医制度)

当会は、真摯に点滴療法を学び、正しい方法で安全に患者に点滴療法を提供している医師を認定するため、「高濃度ビタミンC点滴療法認定医制度」「キレーション療法認定医制度」「オゾン療法認定医制度」を設けます。

1. 認定医試験を受けようとする場合は、下記の条件を全て満たすことを要します。
 - (1) 点滴療法研究会マスターズクラブ会員である。
 - (2) 規定のセミナー受講歴がある。詳細についてはホームページに公開する。
 - (3) 認定試験に合格する。
2. 認定医は次の各号に該当する場合、その資格は喪失し、認定証は返却しなければなりません。
 - (1) 本人が資格の辞退を申し出たとき。
 - (2) 医師・歯科医師または獣医師免許を取り消されたとき。

③当会を退会したとき。

④当会が認定医として不適当と認めたとき。

第13条 (退会)

1. 会員本人の都合による退会の際は、必ず本人が退会希望月の25日迄(休業日の場合は前営業日)に書面にて所定の手続きを完了する事により、その月末で退会することができます。また、25日を過ぎた場合、翌月以降の月末日の退会となります。
2. 未払い料金のある場合は完納するまで退会後も支払いの義務を負うものとします。
3. 代理人による手続きまたは電話その他の方法による申し出は、原則として受ける事ができません。
4. 退会時に会員限定の「高濃度ビタミンC点滴療法認定医」「キレーション療法認定医制度」「オゾン療法認定医制度」「フェロー会員制度」の資格は失効となります。
5. 更新月より2ヶ月間を過ぎても年会費の支払いがない場合、また申し出のない場合は、退会したものとみなします。

第14条 (会員資格の譲渡・相続・貸与)

会員は、如何なる場合も、その会員資格を他に譲渡・相続または貸与することはできません。

第15条 (会員の休会)

会員が公務就任・海外勤務・または病気等により長期にわたり当会の活動が不可となる場合は、原則として最大2年間、休会することができます。休会期間中は「非会員扱い」となります。

第16条 (会員の除名)

会員が次のいずれかに該当した場合、当社は、資格停止処分あるいは除名処分等の処分をなすことができます。また、各項に該当し除名を受けた会員は、その後当社の運営する全てのサービスへ参加できないものとします。但し、当社が別途定める基準に準じて認めた場合は除きます。

1. 本会則、その他当社が定める諸規則に違反したとき。
2. 当会の名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
3. 諸会費・諸料金の滞納・遅延など支払いを怠ったとき。
4. 入会に際して当社に虚偽の申告をしたとき。
5. 当社が当会の会員としてふさわしくないと判断したとき。
6. 他の会員に対する迷惑行為、当会の運営に支障を与えるような行為をしたとき。
7. 第21条各号の禁止行為を行ったとき。
8. その他、本条各号に準ずる行為をしたとき。

第17条 (会員資格の喪失)

会員は次の場合に会員資格を喪失するものとします。

1. 退会したとき。
2. 除名されたとき。
3. 死亡したとき。
4. 当会を閉会したとき。
5. 当会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為があったとき。

第18条 (諸規則の厳守)

会員は当会のサービス利用に規則・注意事項を厳守し、当会のサービス内では当社社員の指示に従うものとします。

第19条 (利用制限)

当社は下記の項に該当する方にサービス利用の制限をすることができます。

1. 当社が、他のサービス利用者に迷惑をかけるかと判断した方。
2. 正当な理由なく当社社員の指示に従わない方。
3. 過去に当会で除名処分となったことがある、または他学会で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことがある方。
4. 第20条で禁止されている行為を行った方。

第20条 (紛失物・忘れ物・放置物)

1. 会員が当会の主催または、共催するセミナー利用に際して生じた紛失については、当社は一切損害賠償の責を負いません。
2. 忘れ物・放置物については、原則として2週間保管した後、処分するものとします。

第21条 (禁止事項)

当会セミナー開催施設付近で、会員による次の行為を禁じます。

1. 許可なく施設内で撮影・録音すること。
2. 他人や従業員、当会・当社を誹謗、中傷すること。
3. 許可なく当会において物品の売買や他の学会へ勧誘をすること。
営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)をすること。
4. 他人のサービス利用を妨げる行為。
5. その他、当会の秩序を乱す行為。本条各号に準じる行為。

第22条 (当会の閉会)

当社は次の理由により、当会を閉会することがあります。

1. 気象・災害等により施設を閉鎖し、再開が困難と判断したとき。
2. 経営上、営業の継続が困難と判断したとき。

第23条 (個人情報保護)

当社は、個人情報の取扱いに関するプライバシーポリシーを策定し、本プライバシーポリシーを遵守するとともに、会員の個人情報をはじめとする全ての個人情報をより安全かつ適切に取り扱うことを宣言します。プライバシーポリシーは、当会ホームページ上にて掲示します。

第24条 (会則の改定)

当社は必要と認めた場合、本会則の改定を行うことができます。尚、改定内容は全会員に適用されるものとします。

第25条 (告知方法)

本会則に関する会員への告知は、当会ホームページ上にて掲示します。

附則

本会則は、2014年2月1日より施行します。

会則の変更

第8条(入会金と年会費)第1項字句修正、第8条第5項を削除

第9条(更新)を追加(2014年1月5日一部改正、同日より施行)

第2条(事務局)内容変更(2015年5月11日一部改正、同日より施行)

第12条(認定医制度)を追加

(2015年11月1日一部改正、同日より施行)

第12条(認定医制度)第1項・第2項一部削除

第13条(退会)第4項一部追加

第15条(会員の休会)一部修正

(2016年10月1日一部改正、同日より施行)